


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市地域包括ケア推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市地域包括ケア推進会議設置要綱の別表（第3条関係）について、会議運営に必要な組織等の追加をするものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第3条中、「委員20名以内」を「委員23名以内」に改める。</p> <p>別表（第3条関係）の、「東大和市内の医療機関」を「東大和市内の病院」に改め、同表に「東大和市内の訪問診療を専門とする診療所1名」、「警視庁東大和警察署1名」、「北多摩西部消防署1名」を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁の日から施行するものとする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新たな機関を追加することで、意見等を聴取する分野が広がり、さらに連携をとることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月 東大和市地域包括ケア推進会議設置要綱制定（市長決裁）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。